

上尾市長等政治倫理条例(案)に対する意見募集の結果

| No. | 関係条項 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--------|---|---|
| 1 | 全般 | 汚職事件を再び起こさないという決意をこの条例に示すべきである。 | これまでの事件を踏まえ、本条例の第1条に「市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」を目的として規定することとしています。 |
| 2 | 全般 | 議会の特別委員会における議論の論点を整理した資料を提示すべきである。 | 議員の倫理基準について自律的に決定するため、議会の特別委員会では、この条例とは異なる議員のみを対象とした政治倫理条例の案を検討しています。市民コメント制度開始時点における市長等を対象とした政治倫理条例の主な論点につきましては、概要として提示させていただいております。 |
| 3 | 全般 | 条例案にページ番号がないため、言及するときに不便である。 | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 題名、第1条 | 「市長等」とまとめるのではなく、対象者を具体的に記載すべきである。 | この条例の対象者については、第1条で市長、副市長及び教育長と明記しています。 |
| 5 | 第1条 | 上尾市長等政治倫理条例を制定した際には、広報等で市民に広めてほしい。 | 賛成意見として承ります。条例全体が施行される際には、改めて制度を周知したいと考えています。 |
| 6 | 第1条 | 贈収賄事件との関連はどのように考えているか。 | 当該事件についての裁判は確定しており、この条例は当該事件に係る第三者委員会の提言を受けて制定するものです。 |
| 7 | 第1条 | 職ごとに、当該職に応じた制度となるようにすべきである。 | 市の重要な意思決定に携わる者が遵守すべき共通の基準を定め、自ら違反行為の是正を行うことを原則としつつ、市長については、副市長及び教育長の任命権者として取るべき措置を併せて規定しています。 |
| 8 | 第1条 | 「市民が市政に正しい認識と自覚を持ち」は不要である。 | 市民も主権者として市政に対して正しい認識と自覚を持つ必要があり、これにより市長等と市民との間に信頼関係を構築し、公正で開かれた市政の発展が可能になると考えます。 |
| 9 | 第1条 | 市長、副市長及び教育長だけではなく、市議会議員もこの条例の対象とすべきである。 | 議員の倫理基準について自律的に決定するため、議会の特別委員会では、この条例とは異なる議員のみを対象とした政治倫理条例の案を検討しています。 |
| 10 | 第1条 | 他市よりも良い条例を作ってほしい。 | 事件の再発を防げる制度とするため、他市の制度を検討し、規定すべき事項を決定しています。 |
| 11 | 第2条第1項 | 副市長及び教育長の任命理由を議会で明らかにすることを市長の責務とすべきである。 | 副市長は地方自治法第162条の規定により、教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、それぞれ議会の同意を得て市長が選任又は任命しているため、本条例で規定する必要がないものと考えます。 |
| 12 | 第2条第2項 | 「主権者として市政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち」は不要である。 | 市民も主権者として市政に対して正しい認識と自覚を持つ必要があり、これにより市長等と市民との間に信頼関係を構築し、公正で開かれた市政の発展が可能になると考えます。 |

| No. | 関係条項 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---------|--|--|
| 13 | 第3条 | 有利な取り計らいは問題だが、難しい問題である。 | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 第3条 | 公務員試験に合格していれば、推薦、紹介があっても良い。 | 採用の公正さを確保するため、筆記試験以外についても不正な介入は禁止すべきと考えています。 |
| 15 | 第3条 | 部下を指導・監督するのは当然であり、不当介入とはどのようなものか。 | 正当な理由がないにもかかわらず、契約の相手方の変更や処分の内容の変更を命じることなどが該当すると考えています。 |
| 16 | 第3条 | 寄附受領の禁止についてはその通りが良い。 | 賛成意見として承ります。 |
| 17 | 第4条 | 「辞退するよう努めなければならない」を「辞退する」に変更する。 | 「辞退するよう努めなければならない」という努力規定にしていることで、地方自治法や憲法に抵触しないようにしています。 |
| 18 | 第4条 | 「市が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない」を「市が行う請負契約等を受けてはならない」に変更する。 | 「辞退するよう努めなければならない」という努力規定にしていることで、地方自治法や憲法に抵触しないようにしています。 |
| 19 | 第4条 | 「これを市長に提出するよう努めなければならない」を「これを市長に提出する」に変更する。 | 法人の請負辞退は、当該法人による辞退届の作成が必要であり、市長等が自力で辞退届を提出できるものではないため、努力規定にしています。 |
| 20 | 第4条 | 市長、副市長及び教育長の任期は異なるので、「当該市長等」とすべきではないか。 | 「市長等」は、「市長、副市長及び教育長」を略称したものであり、解釈上の問題がないことから、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 21 | 第4条、第5条 | 企業の経営者や役員が市長等になれないことは、憲法に違反するのではないか。 | 市長等の立候補や在職の要件ではないため、憲法には違反しないと考えています。 |
| 22 | 第4条、第5条 | 法人の権利を制限する内容であるが、公共の福祉に反する問題として、どのような事態を想定して規定したのか。条例ではなく、市で行う選定行為の手續に中で制度化すべきでないのか。現行法で規制されているのではないか。 | 市長等が役員をしている等の法人に対し、有利な取扱いをすることのないようにするための規定であり、当該法人に対し、契約を辞退するよう努力義務を課す内容であることから、条例で規定すべきであると考えています。なお、現行法では、地方自治法第142条において市長が市に対し請負をする法人の役員になること等が禁止されています。 |
| 23 | 第5条 | 見出し、本文及びただし書で規制の対象者が異なっているのではないか。また、他の条例の改正により対応するべきではないか。 | 執行機関として、市長が指定管理者の候補者に選定しないこととするため、規定を変更します。 |
| 24 | 第5条 | 例外は「他に指定管理者がない時」に限定するべきである。 | 他の候補者の管理能力が不足している場合や既に管理を行っている施設と一体で管理することが著しく有利な場合などもあると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 25 | 第6条 | 人から機関へ提出する場合には、「市長となった者は」と変更すべきではないか。 | 主語の「市長」につきましては市長個人に、提出先の「市長」につきましては行政庁としての機関に該当することから、原案のとおりとさせていただきます。 |

| No. | 関係条項 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|-----------|---|---|
| 26 | 第6条 | 資産公開の対象となる預金は、普通預金等も含めるべきである。 | 普通預金等は主に日常生活に使用するための預金等であるため流動性が高いことから、報告に適さないものと考えています。 |
| 27 | 第6条～第10条 | 資産公開の対象者は、市長のみでなく副市長や教育長も対象とするべきである。 | 資産公開は、法律では市長に対してのみ義務付けられている制度であり、副市長および教育長は、市を統括し、代表する政治家である市長とは立場が異なることから、対象者は市長のみとします。 |
| 28 | 第6条～第10条 | 選挙によって選ばれるのは市長のみであるので、対象は市長のみで良い。 | 賛成意見として承ります。 |
| 29 | 第10条 | 資産公開に係る書類を審査する者を明記すべきである。 | 資産公開に係る書類については、政治倫理審査会が審査し、その結果について審査報告書を作成することが明記されています。 |
| 30 | 第12条、第15条 | 委員の委嘱者は市長だが、市長自身が審査の対象となった場合、支障はないのか。 | 審査会の委員はあらかじめ議会の同意を得て委嘱することとしますので、支障は生じないと考えています。 |
| 31 | 第12条第1項 | 政治倫理審査会の委員の数が3人では少なすぎる。委員の数はもっと多くするべきである。 | より多角的な視点から審査を行えるよう、委員の数を5人に増やします。 |
| 32 | 第12条第1項 | 政治倫理審査会の委員には専門家だけでなく市民も含めるべきである。 | 適法性や妥当性の審査には専門家としての知見が必要と考えていますが、審査等の結果を記載した審査報告書等は、速やかに市民に公表することとしています。 |
| 33 | 第12条第1項 | 適当な任期と委員数である。 | 賛成意見として承ります。 |
| 34 | 第12条第1項 | 「市長が委嘱する」を「市長が公正を期して委嘱する」に変更すべきである。 | この条例では、第2条において、「市政を執行する権能が市民の信託によるものであることを深く自覚し、誠実に職務を執行しなければならない」と市長等の責務を規定しているため、市長による委員の委嘱についても当該規定に基づいて公正を期して行われます。また、審査会の委員はあらかじめ議会の同意を得て委嘱することとします。 |
| 35 | 第12条第1項 | 政治倫理審査会の委員は議会の承認を得て委嘱するべきである。 | 審査会の委員はあらかじめ議会の同意を得て委嘱することとします。 |
| 36 | 第12条第1項 | 委員は再任せず、完全交替とすべきである。 | 審査会の委員はあらかじめ議会の同意を得て委嘱することとしますので、再任した場合も支障は生じないと考えています。 |
| 37 | 第12条第4項 | 政治倫理審査会の会議は原則公開とすべきである。 | 会議は原則公開とし、やむを得ない場合は出席委員の3分の2以上の同意をもって非公開とすることができることとします。 |
| 38 | 第13条 | 説明会は市民を対象に開催するのか。 | 市民を対象に開催します。説明会の開催は、職務関連犯罪の容疑で逮捕・起訴された市長等に釈明の機会を与えるとともに、市民が直接その道義的・政治的責任を追究する場を保障することを目的としています。 |

| No. | 関係条項 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|------|---|---|
| 39 | 第13条 | 政治倫理審査会は市長の附属機関ではなく、市長から独立した機関として設置すべきである。 | 地方自治法第138条の4第1項の規定により、市長のほかには執行機関として委員会又は委員を置くためには、法律の明文規定が必要となります。このため、法律に明文規定がない政治倫理審査会については、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として設置することとしています。 |
| 40 | 第17条 | 調査請求の提出先は市長ではなく、政治倫理審査会にすべきである。 | 条例では市長に対して調査請求を提出することとしています。内部規程に基づき市長以外の者が専決し、審査会に調査請求をすることができるため、支障はないと考えています。 |
| 41 | 第17条 | 市民は疑いを証する資料を準備することは不可能である。 | 恣意的な解釈による調査請求権の濫用を防止するため、「疑いを証する資料」の添付を要件としています。 |
| 42 | 第17条 | 公益通報制度と同様に、職員が申出を行った場合の身分保障が必要である。 | 職員の公益通報については、別に制度があり、当該制度では身分保障を規定しています。 |
| 43 | 第17条 | 市民の声としては、適当な数ではないか。 | 賛成意見として承ります。 |
| 44 | 第17条 | 市民の調査請求は「有権者100分の1以上の連署」ではなくもっと少ない人数で可能とすべきである。 | 調査請求権は、調査結果の公表によって受託者である市長等の行為の適否を明らかにし、自省を求めめるためのものであり、恣意的な解釈による調査請求権の濫用を防止するため「100分の1以上の連署」としていましたが、請求権の行使が困難であるとの御意見を踏まえ、「100人以上の連署」に引き下げます。 |
| 45 | 第19条 | 説明会の開催請求は「有権者50人以上の連署」ではなくもっと少ない人数で可能とすべきである。 | 審査会が説明会を開催するにあたり、一定数の市民からの意見を得て、それを尊重して行うべきであると考え、ため、「有権者50人以上の連署」を要件としています。 |
| 46 | 第21条 | 副市長及び教育長は辞職ではなく、免職とすべきである。 | 副市長や教育長が自ら退職し、又は辞職しない場合には、市長がその者を解職し、又は議会の同意を得て罷免することができるように規定いたします。 |